



フードサプライチェーンにおける 商慣行に関する実態調査について

田中 修 Tanaka Osamu

公正取引委員会事務局 経済取引局取引部企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室 室長

はじめに*

飲食料品の生産・製造から販売・消費に至るまでの一連の流通取引は「フードサプライチェーン」と呼ばれています。

近年、フードサプライチェーンにおいて生じる食品ロス(まだ食べられるにもかかわらず、廃棄物として処理されること)に起因する環境面への悪影響が世界中で社会問題化しています。まだ食べられるにもかかわらずそれが廃棄されると、不必要に廃棄物の処理コストを底上げし、飲食料品に関係する事業者は、廃棄が無ければ発生しなかったコストを負担せざるを得ません。さらには、こうしたコストのうち地方自治体におけるごみ処理経費については、税金として国民全体の負担にもつながっています。このように、食品ロスは、社会的に無駄な費用を生む原因となっています。そして、食品ロスには、フードサプライチェーンにおける商慣行が影響しているともいわれています。

食品ロスを削減するための取組は官民を挙げて推進されています。公正取引委員会(以下、公取委)は、加工食品業界における商慣行について競争政策上の問題を懸念する声が寄せられていることなどを踏まえ、フードサプライチェーンにおける取引の適正化を図るとともに、食品ロスの削減を後押しすることを目的として、食品ロスの発生にもつながる商慣行について、取引の実態を調査し、報告書を公表しました。

調査の概要

消費者向けの飲食料品のフードサプライ

チェーンには様々な商慣行が存在していますが、あらかじめ事業者団体にヒアリングをしたところ、食品ロスを誘発しているという声が多く聞かれた、次の(1)から(5)までの商慣行(以下、本件商慣行)を調査対象としました。

公取委は、本件商慣行について、飲食料品製造業者・飲食料品卸売業者にウェブアンケート調査を行い、4,706社から回答を得ました。また、ウェブアンケート調査の結果を踏まえて、飲食料品製造業者・飲食料品卸売業者・小売業者87社にヒアリング調査を行いました。ほかに、公取委のウェブサイト上に設けた情報提供フォーム(誰でも提供可能)から、223件の情報提供がありました。

(1) 3分の1ルール

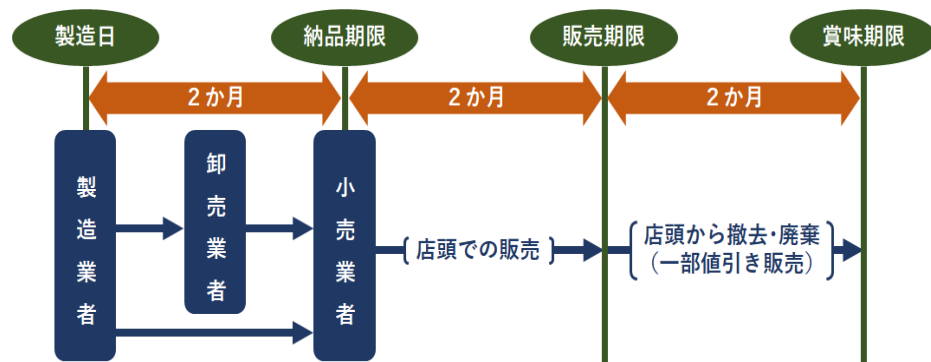
飲食料品の製造日から賞味期限までの期間を三等分し、製造業者・卸売業者、小売業者、消費者の三者が、3分の1ずつ均等に分け合うという考えの下、製造日から、最初の3分の1に当たる日を製造業者が小売業者に商品を納品しなければならない「納品期限」、次の3分の1に当たる日を小売業者が商品を店頭に並べておいてもよい「販売期限」、最後の3分の1に当たる日までを消費者が商品をおいしく食べられる期間として確保する商慣行のことです(図)。

(2) 短いリードタイム

小売業者から発注される前にあらかじめ発注数量を予測して生産(見込み生産)をしなければ納品期限に間に合わないような短納期発注(例えば、当日発注・当日納品)に応じることを、当然の前提とされる商慣行のことです。

* 本稿中、意見にわたる部分は、筆者個人の見解であって、所属組織の見解を示すものではない

図 3分の1ルール(賞味期間の6カ月の例)



出典:「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」(令和7年5月)

ても、発注者(小売業者又は卸売業者)と協議して双方納得のうえ対応できているから問題ない旨の声を多く得られました。

その一方で、3分の1ルールに基づく納品期限が超過した納品となってしまう原因は納入業者

(製造業者又は卸売業者)にはないのに、協議することなく一律に納品を拒絶される旨の声も多く挙がりました。

また、納品から一定の期間が経過したら何ら協議なしに一方的に返品されることがあるといった声も挙がりました。

(2) 短いリードタイム

最近では短いリードタイムを一方的に設定されず、発注者と協議のうえでリードタイムを設定できている旨の声を多く得られました。

その一方で、納入業者と協議することなく、短いリードタイムを強いられていることに不満である旨の回答が目立ちました。

また、短いリードタイムを設定されると、多頻度小口配送をせざるを得なかったり、予測された発注数量と確定発注数量が異なることが少なくなく、結果的に過剰生産となってしまうコストが増加するといった声も多数挙がりました。

(3) 日付逆転品の納品禁止

日付逆転品の納品禁止については製造業者として当然のものと認識しており、特に問題ない旨の回答が多数みられた一方で、日付逆転品が発生した原因は発注者側にあるにもかかわらず、何ら協議なしに一方的に納品を拒絶されることがあり、不満であるといった声も挙がりました。

(4) 日付混合品の納品禁止

日付混合品であっても、発注者と協議して双方納得のうえ対応できているから問題ない旨の回答が全般的に

(3) 日付逆転品の納品禁止

小売業者に対して既に納品した商品の賞味期限(又は製造日)よりも1日でも古い賞味期限(又は製造日)の商品(日付逆転品)をその小売業者に対して納品することは認められないという商慣行のことです。

(4) 日付混合品の納品禁止

小売業者又は卸売業者に対し、賞味期限(又は製造日)の異なる商品を混合した商品(日付混合品)を納品することは認められない(例えば、100個の発注に対し、賞味期限が4月1日の商品50個と、賞味期限が4月2日の商品50個を混合して納品することは認められない)という商慣行のことです。

(5) 欠品ペナルティ

製造業者又は卸売業者が、小売業者から発注された数量を納品期限までに納品できない「欠品」となった場合に、欠品した理由の如何を問わず、小売業者の販売機会の喪失を理由として、小売業者に対し補償金の支払などの金銭的ペナルティに応じなければならないという商慣行のことです。

💡 調査結果

ウェブアンケート調査では、多くの製造業者・卸売業者が、本件商慣行について、不満を抱いているとの結果が出ました。

そして、回答を寄せた事業者等にヒアリングをしたところ、次の声が挙がりました。

(1) 3分の1ルール

3分の1ルールに基づく納品期限を過ぎてい

多数を占めました。他方で、日付混合品が発生した原因は発注者側にあるにもかかわらず、納品できなくなり、結局、廃棄せざるを得ないことがあり、不満であるといった声も挙がりました。

(5) 欠品ペナルティ

最近では発注者から欠品ペナルティを課されることはなくなった旨の回答が全般的に多数を占めましたが、天災等の不可抗力といった納入業者に責任はない場合でも、何ら協議なしに一方的に過大な金額を欠品ペナルティとして課されることがあるといった声も挙がりました。

💡 独占禁止法上の考え方

独占禁止法では、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、「優越的地位の濫用^{らんよう}」として、禁止されています。

本件商慣行のいずれについてもいえることですが、発注者は、納入業者との間で取引を行うに当たり、取引条件について、納入業者との間で十分に協議を行い、納入業者が納得のうえで同意していることが重要です。また、事前に協議のうえで合意していたとしても、納入業者にあらかじめ計算できない不利益や、合理的範囲を超えた不利益を与える場合には独占禁止法上問題となり得ます。

本件商慣行ごとにみると、独占禁止法上の考え方、そして、独占禁止法上問題となり得る、発注者の行動事例として次のものがあります(いずれも、取引上の地位が納入業者に優越している発注者が行い、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合)。

(1) 3分の1ルール

次に該当するような行為を行った場合は、独占禁止法上問題となり得ます。

- 納入業者から商品を購入する契約をした後において、正当な理由がないのに、当該商品の全部又は一部の受領を拒む場合

- 納入業者から受領した商品を返品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、納入業者との間で明確になっておらず、納入業者等にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、その他正当な理由がないのに、納入業者から受領した商品を返品する場合
具体的な事例としては、次のものがあります。
- 製造業者と協議することのないままに小売業者と卸売業者で納期を3分の1ルールに基づいて設定し、これを守るように製造業者に対し一方的に通告すること
- 天災等の製造業者に責任のない事情により納期に間に合わないことについて製造業者から事前の相談を受けたにもかかわらず、一方的に商品の受領を拒否すること

(2) 短いリードタイム

次に該当するような行為を行った場合は、独占禁止法上問題となり得ます。

- 短いリードタイムによる発注を行い、これにより製造コストが通常よりも増加しているにもかかわらず、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合であって、納入業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき
- 実質的にあらかじめ商品の製造等を発注していると認められる場合において、これを受けて納入業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、一方的な都合により、納入業者が製造等に要した費用を支払うことなく、発注を取り消す場合
具体的な事例としては、次のものがあります。
- 生産に1週間かかる商品を、前日発注・翌日納品させるため、製造業者に見込み生産をさせているにもかかわらず、実際には、見込み生産量よりも少ない量しか発注せず、その結果生じた廃棄に係る費用等を製造業者に一方的に負担させること
- 納期までの期間が生産にかかる期間よりも短い発注をし、納入業者の生産コスト等が大幅

に増加したにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めること

(3) 日付逆転品の納品禁止

日付逆転品の納品禁止の商慣行を理由として、正当な理由がないのに、受領拒否又は返品する場合の考え方は、3分の1ルールと同じです。

具体的な事例としては、日付逆転品が発生した原因が道路事情などの納入業者に責任のない事情による場合であるにもかかわらず、納入業者と協議することなくその納品を認めず、その返送や廃棄に係る費用を製造業者に一方的に負担させることがあります。

(4) 日付混合品の納品禁止

日付混合品の納品禁止の商慣行を理由として、正当な理由がないのに、受領拒否又は返品する場合の考え方は、3分の1ルールと同じです。

具体的な事例としては、あらかじめ合意していた発注ロットを守らずに発注(例:発注ロットが100個であるにもかかわらず250個発注)し、これに一方的に応じさせ、製造日付順の納品管理を困難にさせておきながら、日付混合品の納品を認めず、廃棄に係る費用等を製造業者に負担させることがあります。

(5) 欠品ペナルティ

次に該当するような行為を行った場合は、独占禁止法上問題となり得ます。

- 納入業者が納期までに納品できなかった場合の欠品ペナルティを、その額や算出根拠等について納入業者と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額を超える額を負担させる場合
- 商品を購入した後に、正当な理由がないのに契約で定めた対価を変更することなく、欠品ペナルティ相当額を差し引くことにより対価を実質的に減額する場合

具体的な事例としては、天災等の製造業者に責任のない事情により欠品した製造業者に対し、一方的に予定していた利益相当額や売上額を補償させることがあります。

💡 おわりに

本実態調査の結果からみますと、必ずしもフードサプライチェーン全体で本件商慣行が厳格に行われているわけではなく、発注者・納入業者の間で協議してお互いに納得して取引されるようになってきていることがうかがわれます。

他方で、前述のとおり独占禁止法上問題となり得る事例が報告されており、返品などにより食品ロスを生じさせることになります。

このため、公取委は、本報告書を公表し、関係省庁とも連携したうえで事業者对本報告書の内容を周知し、違反行為の未然防止と取引の適正化を図っています。

また、納入業者が本件商慣行を採る理由の一つに、少しでも新しい商品を購入したいといった消費者の意識の存在なども指摘されています。食品ロスの削減を図るためには、消費者には買い物の際に「てまえどり」(日頃の買い物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為)を実践することなどが求められています。

そして、地方自治体には、食品ロス削減のための普及啓発などが求められています。

このように、国民各層がそれぞれの立場において主体的に食品ロスの削減に取り組むことが重要であると考えられます。

読者の皆さんがフードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書に御関心をお持ちになられましたら、公取委の公表資料をぜひ御参照ください。

公正取引委員会ウェブサイト「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査について」(2025年5月12日公表)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/0512_foodsupplychain.html